【入札書作成及び契約に係る留意事項】

1　契約は単価契約です。

2　入札書の日付は、開札日ではなく、入札書を作成した日を記載してください。

3　入札は単価で行いますので、告示文２(6)及び入札説明書３(7)、仕様書を確認のうえ、入札書には**１単位あたりの単価を記入**してください。

4　入札書は、円単位まで記載することができます。落札金額（契約単価）は、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する金額を加算した金額とします。ただし、支払いの段階で、契約単価に数量を乗じた金額の円未満の端数は切り捨てられます。

5　予定数量は概算数量であり、その数量の履行を確約したものではありませんので、入札単価の算出にあたっては、十分留意願います。